

新潟市民病院職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第4号

新潟市民病院職員給与規程の一部を改正する規程

第1条 新潟市民病院職員給与規程（平成20年新潟市民病院管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

附則第18項を次のように改める。

18 条例附則第3項で規定する初任給調整手当の額は、看護師及び助産師にあっては月額12,000円（附則第21項の規定の適用を受ける職員にあっては、8,400円）、看護補助員にあっては月額6,000円（附則第21項の規定の適用を受ける職員にあっては、4,200円）とする。

第2条 新潟市民病院職員給与規程の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「職員以外の職員」の次に「及び法第22条の2第1項の規定により採用された職員」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新潟市民病院職員給与規程附則第18項の規定は、令和6年2月1日から適用する。